

【 手当月額 】

令和8年4月分（令和8年5月支給）から

区分	全部支給	一部支給
本体額	48,050円	48,040円 ～ 11,340円
第2子以降加算額	11,350円	11,340円 ～ 5,680円

※一部支給の場合の加算額は、所得に応じて決定されます。

【 児童扶養手当 所得制限限度額表 】

扶養親族等の数	本人（母、父または養育者）の所得限度額		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者の所得限度額
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

※6人目以降…1人増えるごとに38万円加算

(注)1 所得額は、給与所得者の場合給与所得控除後の額です。

2 前年中に受け取った養育費のうち8割相当額を所得に加算します。

3 次の場合には、上記表の限度額に所定の額が加算されます。

○受給資格者本人・同一生計配偶者(70歳以上の者に限る)または老人扶養親族 1人につき10万円

・特定扶養親族または16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人につき15万円

○扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者

・老人扶養親族 1人につき6万円(扶養親族等の全員が老人扶養親族の場合は1人を除く)

4 児童扶養手当法施行令で所得から控除できるものがあります。